

公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第21号

(趣旨)

及び報酬を得て次の第5号から第8号までに掲げる地位を兼ねることをかこと 酬よ厭R

独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に

第5条 役職員が兼業を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2 役職員が兼職を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、本学役員が第3条第1項第1号又は第2号に掲げる兼業を行う場合については、本学役員の区分に応じて、次の各号に掲

従事する総従事時間数が10時間未満の場合

- 2 前項の日数の算定は、従事する日の連続又は断続にかかわらず、あらかじめ

3 第1項第4号に規定する営利企業の事業に直接関与しない職とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 営利企業附設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与す

第13条 営利企業以外の団体の兼業は、次の各号いずれかに該当する場合を除き、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療・療養機関の長を含む。）の職を兼ねる場合

- (2) 図書館、博物館、公民館、青年の家その他社会教育施設の職員のうち、
教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員の

附 則（平成18年 6 月29日公立大学法人名古屋市立大学達第 107 号）